

発議案第8号

議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年3月24日提出

提出者 富津市議会議員 福原敏夫

賛成者 同 小林新一

同 平野明彦

富津市議会議長 鈴木幹雄様

提案理由

平成27年3月市議会定例会において提出された平成27年度富津市一般会計予算案について、市税の大幅な減収などにより平成27年度における財政運営が非常に厳しい状況にあることが確認されたところである。市議会としてもこのような状況に鑑み、自らが財源確保に取り組む姿勢を示すべく、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、議員報酬月額10パーセントを減額するため、条例を制定するものである。

## 議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）第2条の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条の規定による議員報酬の月額から、それぞれその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。